

奈良県地域防災計画の修正 法令・国防災基本計画等に基づく修正

資料6-5

項目	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興				項目名	
			資料 頁数	編	章	節 名		
1 適切な避難行動を促す情報伝達	2 避難勧告等の発令 市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難勧告等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。 県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。	⑧0	302	水害	3	1	避難行動計画	第1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の発令
	(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達 ① 避難勧告等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。 ② 伝達の際は災害時要援護者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要援護者とその支援関係者に避難を開始することを確実に伝達する。	⑧1	303	水害	3	1	避難行動計画	第1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の発令
2 日本工業規格に基づく図記号	第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備 6 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示	⑧2	102	水害	2	1	避難行動計画	第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備
			地震	2	1	避難行動計画	第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備	
3 避難場所の開設・開設	第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備 5 避難場所の開設・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進	⑧3	102	水害	2	1	避難行動計画	第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備
4 発令基準の策定	第6 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び体制の構築 市町村は、発災時に迅速かつ確かな避難勧告等の発令が行えるよう、避難勧告等に係る具体的な発令基準を策定する。河川の水位や気象情報、土砂災害は土砂災害・防災情報システムのメッシュ情報や気象情報を使用した具体的な基準を策定する。また、勧告等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。 策定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)、②(発令基準・防災体制編)(平成29年1月 内閣府(防災担当))」「土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年4月 国土交通省砂防部)」等を参考にする。 また、市町村は躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 県は、全市町村の具体的な発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。	⑧4	103	水害	2	1	避難行動計画	第6 具体的な発令基準の策定
	④ 避難勧告等の発令・解除の基準 土砂災害警戒情報が発表された場合直ちに避難勧告を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言活用等。	⑧5	192	水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策 2 市町村
	④ 避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難勧告等を発令する。 ⑤ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、臨機応変に対応する。	⑧6	303	水害	3	1	避難行動計画	第1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の発令
5 分かりやすい水害リスクの開示	第8 住民への周知及び啓発 あわせて、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの開示に努める。	⑧7	103	水害	2	1	避難行動計画	第8 住民への周知及び啓発
6 早期の立退き避難が必要な区域	第8 住民への周知及び啓発 市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。あわせて、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となる分かりやすい水害リスクの開示に努める。さらに、ハザードマップを作成し、浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。 (略) また県及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。	⑧8	103	水害	2	1	避難行動計画	第8 住民への周知及び啓発
	第2 県民に対する防災教育 1 普及の内容 (7)ライフライン途絶時の対策 (8)水害保険の加入など保険・共済等の加入など生活再建に向けた事前の備え	⑧9	118	水害	2	5	防災教育計画	第2 県民に対する防災教育 1 普及の内容

項目	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興					項目名
			資料 頁数	編	章	節	節名	
7 複合的な災害の発生を考慮	第9 市町村における計画 市町村は、市町村地域防災計画の中で、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。 1 避難準備・高齢者避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を発令する基準及び伝達方法 2 避難勧告等の発令区域・タイミング 3 水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生 4 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 5 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法 6 指定緊急避難場所の整備に関する事項 7 避難準備及び携帯品の制限等 8 その他必要な事項	90	104	水害	2	1	避難行動計画	第9 市町村における計画
8 近隣市町村における指定緊急避難場所	3 隣接市町村等における受入体制の検討 市町村は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。	91	107	水害	2	2	避難生活計画	第3 多様な施設の利用 3 隣接市町村等における受入体制の検討
				地震	2	2	避難生活計画	第3 多様な施設の利用 3 隣接市町村等における受入体制の検討
9 住民の主体的な運営、外部支援者の活用	2 住民等による避難所の運営体制の整備 市町村は、地域による避難所の自主運営の考え方について、周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。 また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。	92	108	水害	2	2	避難生活計画	第6 避難所の運営 2 住民等による避難所の運営体制の整備
				地震	2	2	避難生活計画	第6 避難所の運営 2 住民等による避難所の運営体制の整備
10 避難行動支援者名簿の内容	第2 避難行動要支援者名簿の整備 市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿(以下、「名簿」という。)を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。 また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所または居所 5 電話番号その他の連絡先 6 避難支援等を必要とする事由 7 上記に掲げるものもほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項	93	110	水害	2	3	災害時要援護者の安全確保計画	第2 避難行動支援者名簿の整備
				地震	2	4	災害時要援護者の安全確保計画	第2 避難行動支援者名簿の整備
11 早めの避難行動	(4)地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準災害発生のおそれがある場合の早めの避難行動など避難に関する知識	94	118	水害	2	5	防災教育計画	第2 県民に対する防災教育 1 普及の内容
12 水害保険・共済への加入促進	(8)水害保険の加入など保険・共済等の加入など生活再建に向けた事前の備え	95	118	水害	2	5	防災教育計画	第2 県民に対する防災教育 1 普及の内容
13 地区内の防災活動の推進	第2 県・市町村が実施する訓練 1 市町村 (1)防災総合訓練 各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。 地域住民、事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動の推進、住民の防災意識向上の取組に努める。	96	120	水害	2	6	防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練 1 市町村
14 関係機関での平時からの関係構築	県は、平時から関係機関とのコミュニケーションを図り、また連絡体制の確認を図るため、ライフライン防災対策連絡会やライフライン情報共有発信訓練などを実施し、「顔の見える関係」の構築と、その関係を持続的なものにするよう努める。	97	121	水害	2	6	防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練 2 県
15 地区防災計画の策定	第4 地区防災計画の策定等 市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。 市町村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。	98	125	水害	2	7	自主防災組織の育成等に関する計画	第4 地区防災計画の策定等
				地震	2	8	自主防災組織の育成等に関する計画	第4 地区防災計画の策定等

項目	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興				項目名
			資料 頁数	編	章	節	
16 適切な避難行動の促進	(3)屋内での待避等の安全確保措置 市町村長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、 <u>近隣のより安全な建物への緊急的退避</u> や屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下、「屋内安全確保」という。)を指示することができる。	99	303	水害	3	1	避難行動計画 第1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の発令
	(4)指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、 <u>近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊(崖崩れ)が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。</u>	100	304	水害	3	1	避難行動計画 第2 住民に求める避難行動 1 土砂災害
	(4)指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、 <u>近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。</u>	101	304	水害	3	1	避難行動計画 第2 住民に求める避難行動 2 水害
17 食事のみの被災者	第4 在宅被災者等への支援 市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者(食事のみ受取りに来る被災者を含む)等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配付し、必要な情報やサービスの提供を行う。	102	310	水害	3	2	避難生活計画 第4 在宅被災者等への支援
				地震	3	2	避難生活計画 第4 在宅被災者等への支援
18 職員の非常参集	第1 防災組織計画 県、市町村は、大規模災害発生時には、 <u>応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。</u>	103	316	水害	3	5	活動体制計画 第1 防災組織計画
				地震	3	6	活動体制計画 第1 防災組織計画
19 被害情報の一元集約等	また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、 <u>人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。</u>	104	357	水害	3	6	災害情報の収集・伝達計画 第3 早期災害情報の収集 2 実施機関
				地震	3	7	災害情報の収集・伝達計画 第2 早期災害情報の収集 2 実施機関
20 緊急通行車両の通行確保	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、 <u>道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。</u>	105	390	水害	3	14	道路等の災害 応急対策計画 第2 道路啓開と応急対策 1 道路啓開
				地震	3	17	道路等の災害 応急対策計画 第2 道路啓開と応急対策 1 道路啓開
21 医療提供体制の確保・継続、災害医療コーディネーターの活用	(3)保健医療調整本部は、 <u>保健所保健医療対策本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等の保健医療活動チームの派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。</u> (5)保健医療調整本部は、 <u>保健所保健医療対策本部及び奈良市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。</u>	106	414	水害	3	18	医療救護計画 第1 保健医療活動 2 県(県保健医療調整本部)
				地震	3	24	医療救護計画 第1 保健医療活動 2 県(県保健医療調整本部)
22 備蓄物資等の供給[再掲]	県は、市町村からの要請に応じ、または被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるとき、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、 <u>物資を確保し供給を行う。また、県は被災市町村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。</u>	107	433	水害	3	21	食料、生活必需品の供給計画 第1 県、市町村、住民の役割分担
				地震	3	27	食料、生活必需品の供給計画 第1 県、市町村、住民の役割分担
23 水位の通報	⑤ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき ⑥ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を下ったとき	108	453	水害	3	30	水防活動計画 第2 雨量、水位の通報 2 水位の通報
24 罹災証明、被害認定調査	市町村は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、 <u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。</u>	109	502	水害	4	2	被災者の生活の確保 第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 1 市町村
				地震	4	2	被災者の生活の確保 第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 1 市町村
25 法の対象となる自然災害	4 法の対象となる自然災害の公示 県は、発生した災害が対象となる自然災害に該当するものと認めた場合、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者再建支援法人に報告するとともに、公示する。 (1)法の対象となる自然災害が発生した市町村名又は都道府県名 (2)当該市町村における住家に被害を受けた世帯数 (3)公示を行う日 (4)その他必要な事項	110	504	水害	4	2	被災者の生活の確保 第2 被災者生活再建支援法 4 法の対象となる自然災害の公示
				地震	4	2	被災者の生活の確保 第2 被災者生活再建支援法 4 法の対象となる自然災害の公示

項目	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興				項目名	
			資料 頁数	編	章	節		
26 特定大規模災害からの復興	<p>第4 特定大規模災害からの復興</p> <p>1 国の復興基本方針</p> <p>特定大規模災害の復興に際して、特別の必要があるとき、国は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。</p> <p>特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置されたものをいう。</p>	⑪	519	水害	4	7	災害復旧・復興計画	<p>第4 特定大規模災害からの復興</p> <p>1 国の復興基本方針</p> <p>2 市町村の復興計画</p> <p>3 県の措置</p>
	<p>2 市町村の復興計画</p> <p>市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。</p> <p>3 県の措置</p> <p>県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。</p>				地震	4	7	災害復旧・復興計画
27 指定管理施設の避難所	<p>4 その他の施設の利用</p> <p>市町村は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。</p> <p>指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。</p>	⑫	107	水害	2	2	避難生活計画	<p>第3 多様な施設の利用</p> <p>4 その他の施設の利用</p>
					地震	2	2	避難生活計画